

山口県報

令和3年
3月23日
(火曜日)

目次

- 規則
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規
則(長寿社会課).....一
- 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正す
る規則(長寿社会課).....二
- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課).....三
- 保安林の指定(森林整備課).....四
- 土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課).....五
- 周南都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....六
- 道路の位置の指定(建築指導課).....六
- 公告
山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定(健康増進課).....六
- 公共測量の実施(監理課).....七
- 公共測量の実施の終了(監理課).....七
- 一般競争入札の実施(物品管理課).....七
- 公安委規則
押印を求める手続の見直し等のための関係公安委員会規則の一部を改正する規則.....八



養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

山口県規則第三十四号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山口県知事 村岡 嗣 政

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年山口県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同項第三号中「第十三条第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第六条に次の二項を加える。

4 養護老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第七条に次の一項を加える。

2 養護老人ホームは、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めなければならない。

第八条第二項第三号中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同項第四号中「第十二条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同項第五号中「第十三条第三項」を「第十五条第三項」に改める。

第十条に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、支援員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

第十九条を第二十条とし、第十二条から第十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 養護老人ホームは、前項各号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くよう努めなければならない。

第十一条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十一条 養護老人ホームは、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に対し、周知徹底を図ること。
- 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第三十五号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項を削る。

第五条に次の二項を加える。

4 特別養護老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二項の政令で定める者の資格を有する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることがないよう必要な措置を講じなければならない。

第六条に次の一項を加える。

2 特別養護老人ホームは、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めなければならない。

第八条に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、介護職員その他の職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

第八条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）
第八条の二 特別養護老人ホームは、虐待を防止するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くこと。
- 第九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項各号に掲げる措置を適切に講ずるための担当者を置くよう努めなければならない。

第十一条第一項中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削る。

第二十三条第一号イ(2)中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(4)後段を削る。

第二十五条に次の一項を加える。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めなければならない。

第三十一条中「及び第六項」を削る。

第三十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、運営推進会議に入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合において、当該運営推進会議をテレビ電話装置その他の情報通信機器を使用して行おうとするときは、当該入所者等の同意を得なければならない。

第三十五条及び第三十七条中「、第三条第六項」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成し

ているものを含み、この規則の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。)の居室であつて、改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十三条第一号イ(4)(同規則第三十六条において準用する場合を含む。)の要件を満たすものについては、改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十三条第一号イ(4)(同規則第三十六条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。



山口県告示第九十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年三月二十三日から同年四月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

| | | | | | | | |
|------|------------------|--------------|--------------|--------------|------------|--------------------|--------------|
| 種類 | 構 | | 造 | | 使用の方法 | | |
| | 能 (m^3 /日) | 工事着手 年月日 | 工事完成 年月日 | 使用開始 年月日 | 使用時間 間隔 | 一日当た りの使用 時間 | 季節的変 動の概要 |
| 二七一ヌ | 一九 | 令和三、 四、一三 | 令和四、 一〇、一 | 令和四、 一〇、一 | 連 続 | 二四時間 | 変動なし |

| | | | | | | | |
|---|-----|---|-------------|-------------|---|---|---|
| 三七一タ | 二四〇 | 〃 | 令和三、 六、七 | 令和三、 六、九 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 備考 「二七一ヌ」及び「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。 | | | | | | | |

山口県告示第九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和三年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

周南市大字呼坂字中勝間一二四九の一、一二六六、一一二二一、字宇治ヶ森一二六九、一二七〇、一一二二二の一、一一二二二の三、字西藤ヶ埵一〇四七一の一、一〇四七二

光市大字島田字上向ヶ迫三三三三の一、三三三三の四、三三三三の一、三三三三の一、三三三三の一(次の図に示す部分に限る。)、一一一五一の一、一一一五五の一、字大畑一一一六の四、一一一六の一〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

周南市大字呼坂字中勝間一二四九の一・一一二二一・字宇治ヶ森一二七〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

光市大字島田字上向ヶ迫三三三三の一・三三三三の四・三三三三の一・三三三三の一・三三三三の一・一一一五五の一・字大畑一一一六の四(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第九十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和三年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 起業者の名称

岩国市

二 事業の種類

岩国市中央公民館整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分

岩国市岩国四丁目地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

岩国市中央公民館整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第三十二条第二号、第三十一号及び第三十二号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である岩国市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行うための施設及び岩国市の事務を円滑に処理するための庁舎を整備することにより、地域住民の生活文化の振興、社会福祉の増進及び利便性の向上が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設(以下「本件施設」という。)を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

ア 本件事業は、実生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行うための施設及び岩国市の事務を円滑に処理するための庁舎を整備することにより地域住民の生活文化の振興、社会福祉の増進及び利便性の向上を図るため早急に実施されるべき事業である。

イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所
岩国市中央公民館

山口県告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

周南市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画公園事業五・五・四百一 永源山公園

三 事業施行期間

昭和四十七年二月十二日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

周南市土井一丁目、政所一丁目、宮の前二丁目、大字富田及び大字下上

山口県告示第百号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和三年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

| | | | |
|--------------------------|--------------|--------------|------------|
| 地名及び番地 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 指定年月日 |
| 下松市大字末武上字東樋口八六二の七及び八六二の九 | 六・〇 | 六一・六 | 令和三年三月二十三日 |



(八四) 山口県健康づくりセンターに係る指定管理者の指定

山口県健康づくりセンター条例（平成九年山口県条例第二号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、山口県健康づくりセンターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人山口県健康福祉財団 山口市吉敷下東三丁目一番一号

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

(二) 条例第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

(三) 条例第六条の許可をすること。

(四) 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

(五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

三 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(八五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(基準点測量)
- 二 作業の地域
山口県全域
- 三 作業の期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

(八六) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口県知事から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(数値地形図データ作成)
- 二 作業の地域
周南市大字須々万奥
- 三 作業の期間
令和二年九月十五日から令和三年三月四日まで

(八七) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和三年三月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
次に掲げる物品等の購入
 - (一) 物品等の名称及び数量
 - (二) 警察情報ネットワーク端末装置 二千五百二十九台
 - (三) 物品等の特質等
 - (四) 入札説明書及び仕様書による。
- 二 納入期限
令和三年十一月三十日
- 三 納入場所
山口県警察本部警務部情報管理課
- 四 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和三年山口県告示第四十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。
 - (四) 令和三年三月二十三日から同年五月十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

- (一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課
- (三) 受領期限

令和三年五月七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和三年五月十日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

- (一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室
- (二) 日時

令和三年五月十日午前十時

七 入札保証金

- 免除する。
- 八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

 - (一) 入札参加資格のない者がした入札
 - (二) 記名のない入札
 - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第五百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金 免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和三年四月二十三日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三一九六〇)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三一九六〇)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: Police information network personal computers 2529 sets
- (3) Delivery period: November 30, 2021
- (4) Delivery place: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-9333960)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. May 7, 2021 (If brought in person: 10:00 A.M. May 10, 2021)



押印を求める手続の見直し等のための関係公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十三日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

押印を求める手続の見直し等のための関係公安委員会規則の一部を改正する規則

令和三年三月二十三日印刷
令和三年三月二十三日発行

発行人
所

山口県
知事
庁

この規則は、公布の日から施行する。